

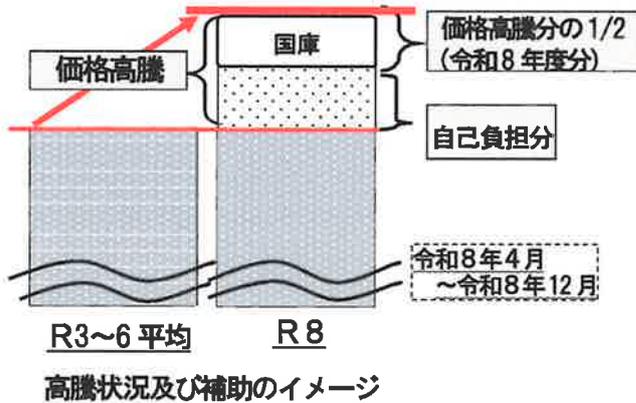
農業共同利用施設等光熱価格高騰緊急支援事業について

1 目的

動力光熱費高騰により影響を受けた集出荷施設等の動力光熱費の高騰分を支援することで、生産資材等の価格高騰による農業経営への影響を緩和し、農業者の負担軽減を図る。

2 事業概要

事業内容	事業実施主体	補助率
<p>電気料金、燃油価格の高騰の影響を受ける事業者の経営負担の軽減を図るため、農業共同利用施設（カントリーエレベーター、ライスセンター、園芸作物集出荷施設、食肉処理施設）に係る電気料金、燃油費の高騰分の一部を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費 R3～6 に対する当該年（4～12月分）の電気料金、燃油費の増加分※ <u>※水利施設管理強化事業による農村振興局長通知を参考に算出（R8.10月中旬頃）</u> 補助対象期間 R8.4月～R8.12月 要件 補助金分は、農業者に還元すること。 	農業共同利用施設の運営者	1/2 以内 （1施設当たり上限100万円）



共同利用施設
 （対象施設：カントリーエレベーター、ライスセンター、園芸作物集出荷施設、食肉処理場）

3 事業の流れ

- 県園芸畜産課の直接執行により実施する
- 事業実施主体は県へ計画承認申請書（対象施設一覧・農業者への還元方法）を提出し、その承認を受ける
- 令和8年度分の電気料金、燃油費高騰率（R3～6に対するR8の高騰率）は10月中旬頃に国から県に通知予定のため、通知を踏まえ交付申請書様式とともに事業実施主体に通知予定（10月下旬頃）

- ・12月分までの電気料金、燃油費実績が確定した後、事業実施主体は県へ交付申請を行う
- ・本事業は交付決定をもって額の確定とする
- ・額の確定後、支払い手続きを行う（概算支払は行わない予定）

4 今後の予定

- ・計画承認申請書の提出締切 5月末日（計画承認 6月頃）
- ・交付申請書提出期限 R9.2月末日（交付決定・額の確定 T9.3月頃）